

1. 初期対応

4) 解剖および死亡時画像診断(Ai)

解剖やAiは、死因の究明や、医療行為との関連を検証するための重要な調査です。遺族には、解剖・Aiの必要性を丁寧に説明し、同意を得るようにします。

手 順

- ① 解剖・Aiが決定するまで、遺体を適切に保存する
 - 体内に挿入・留置されているカテーテル類の抜去の是非を確認する
 - 腐敗の進行を抑えるための処置を行う
 - ・保冷庫がある場合は、2~4°Cで保存する
 - ・保冷庫がない場合は、両腋窩や体幹両側をドライアイスまたは氷で冷やす
(胸腹部に直接氷を当てると接触部が凍結してしまい、解剖する上で支障を来すため)
 - 皮膚が乾燥しないように、シーツなどで覆う
- ② 解剖・Aiの必要性を遺族の心情に沿って説明する ☞ 1 ☞ 2 ☞ 3 ☞ 4 ☞ 5 ☞ 6
 - 解剖・Aiについて説明する担当者を決定し、必要性や具体的な方法を遺族へ説明する
- ③ 解剖・Aiの実施工程について説明し、書面での同意を得る ☞ 4 ☞ 5 ☞ 6 ☞ 7 ☞ 8
 - 実施施設(部門)・解剖医に事例の情報を提供する
 - 解剖の流れや所要時間を伝え、待機場所を準備する
 - 解剖およびAiを行っても、必ずしも死因が明らかにならない場合があることを説明する
 - 終了後、解剖医もしくは主治医から遺族に所見の説明を行う
 - 他施設で行う場合は、遺体の搬送、実施の流れ、同行者、主治医の立ち合いなどの調整を行う
- ④ 解剖の同意が得られない場合
 - 解剖の同意が得られない場合は、遺族の意向に沿うよう検討した上で、再度実施を勧めるが、それでも同意が得られない場合はAiだけでも勧める ☞ 3 ☞ 5 ☞ 6 ☞ 8

組織として準備しておくこと

- 解剖・Aiの連絡、実施工程、説明マニュアルがあるか
 - ・夜間休日の体制(実施可能な時間帯)
 - ・支援団体地方協議会窓口(電話番号、担当者、窓口開設時間)
 - ・ご遺体の安置場所・説明・同意書・搬送手段・費用など
 - ・司法解剖、病理解剖、死因身元調査解剖との違い



- ・主治医は心理的動搖が大きいことがあり、冷静な対応が困難な場合があることを踏まえ、遺族への対応を主治医のみに任せないよう配慮する。

解剖・Aiの依頼および実施時の具体的な説明内容

解剖について

① 依頼の説明例

亡くなられたばかりで解剖をご判断されるのは大変なこととは思います。解剖を行うことですべてを解明できるというものではありませんが、〇〇様がどうして亡くなられたのか、病気と死因を明らかにするという目的のために行いたいと考えています。[解剖が必要な理由の説明][目的の説明]

病理解剖は、「死因や生前に下された診断との関連」、「病気がどの程度進行していたのか」、「治療の効果はどうだったのか」、「原病とは別の病気が存在していたのか」など、どうして亡くなられたのかを知るための手がかりを得るために重要な調査です。

お気持ちはお察しいたしますが、これまで解剖を実施されなかつたご遺族の中には、解剖しなかつたために、死因が確定できなかつたことから、「なぜ解剖しなかったのか」と後悔される方もいらっしゃいますので、ご遺族のみなさままでよくご検討いただき、解剖の実施にご同意いただけないでしょうか。[解剖の意義]

② 実施工程の説明例

解剖は、解剖を専門とする医師が、胸部から下腹部にメスを入れて、詳細に観察し、写真を撮ります。また、必要な臓器を採取し、後日、顕微鏡で詳細な検査を行います。頭部の解剖が必要な場合には、その必要性を含めご遺族に説明した上で実施します。[解剖の範囲]

縫合した傷は、ガーゼで保護しますので外からは見えないようにいたします。また、ご遺体は最大限、丁寧に扱わせていただきます。[解剖後のご遺体の取り扱い]

解剖には〇時間くらいかかりますので[解剖の所要時間]、お待ちの間、休息できるお部屋をご案内いたします。ご希望があれば、一旦帰宅していただくことも可能です。

* 所要時間の目安:通常は2~3時間程度ですが、場合によっては長時間を要する例もあります。

Aiについて

③ 依頼・実施工程の説明例

亡くなられた〇〇様のご遺体に傷を付けることに抵抗をお感じになられる場合は、死亡時画像診断を行い、死因を究明する方法もあります。死亡時画像診断とは、CTやMRIなどの画像診断装置を用いて遺体を検査する手法です。[非侵襲性の説明]

死因究明の手助けになるため、ご遺族のみなさまでよくご検討いただき、Ai実施にご同意いただけないでしょうか。

ただ、Aiは発展途上の技術であり、Ai単独で死因を明らかにすることには限界があるということをご理解ください。[Aiの限界]

《参考》Aiの読影は通常の生体読影とは異なり、死後変化や救急蘇生処置による修飾が加わることが多いため、死因究明が困難な場合もあります。例えば、くも膜下出血、脳出血、大動脈解離、大動脈瘤破裂などの出血性病態の場合は、Ai所見と解剖所見の一一致がみられます。一方、心タンポナーデや肺炎などは、Aiでは確実な診断ができるとは言えないとされています。

この状況でふさわしくない説明例

解剖(またはAi)によって死因が明らかにならないこともあります、これから医学の発展に貢献することができますのでご協力をお願いします。

解剖(またはAi)はどうされますか。ご遺族のお考えにお任せしますのでお決めください。

解剖・Ai連携施設連絡先一覧

【解剖実施時の連携病院】

施設名()	連絡先()	/夜間・休日()
施設名()	連絡先()	/夜間・休日()

【Ai実施時の連絡先】

施設名()	連絡先()	/夜間・休日()
--------	--------	-----------

医療機関の皆様へ

一般社団法人 日本医療安全調査機構

説明用紙「病理解剖について」のご利用について

今般、一般社団法人 日本医療安全調査機構におきまして、病理解剖の必要性をご遺族への説明の際にご利用いただくことを目的に、「ご遺族（ご家族）の皆様へ 病理解剖について」を作成いたしました。

ご承知のとおり、病理解剖は、医療事故調査制度における「予期しない死亡」の死因究明や医療行為との関連を検証するうえで、大変重要であります。医療現場の皆様には、次の【ご遺族への説明時にご配慮いただきたい事項】をご参照いただき、ご利用いただきますと幸いです。

【ご遺族への説明時にご配慮いただきたい事項】

ご遺族は大変動揺されております。

- 病理解剖の実施を決定するまでに、短時間でもご遺族内で検討いただける時間が確保できるようであれば、ご遺族にはその場での回答を求めず、ご遺族内で検討ができるよう検討時間の確保にご配慮ください。
説明時には、担当者名や返答期限等を文書に記載してお渡しすることをお勧めします。必要に応じてご検討ください。
- ご遺族への病理解剖の説明は、一般的には主治医が行う場合が多いと思いますが、死亡に至る経過やご遺族との関係性等を勘案し、事例に合わせて説明者をご検討ください。
(医療安全部門の医師や病理医が説明するのも一案です。)
- ご遺族の心情に合わせ、部分的な解剖も可能であることをご説明ください。
- それぞれの医療機関の事情によって、解剖までの待機時間や待機方法は異なるため、実施することになった場合には具体的なスケジュール等についても、詳しくご説明ください。

* 医療事故調査制度の対象事例となる可能性がある場合で、自院では解剖が実施できない場合やご遺族が他施設での解剖を希望される場合には、支援団体（都道府県医師会・大学病院等）を介して、他施設での解剖や死亡時画像診断（Ai）の実施に向けて調整いただくことができます。当該都道府県の支援団体（都道府県医師会・大学病院等）へご相談ください。

* また、自院でのCT撮影は可能だが、読影は出来ないという場合には、Aiの読影を外部に依頼することも可能です。読影依頼の方法については、医療事故調査・支援センターまたは当該都道府県の支援団体（都道府県医師会・大学病院等）へご相談ください。

関連リンク

日本病理学会ホームページ

<http://pathology.or.jp/ippan/pathdiag.html>

日本医療安全調査機構ホームページ

<https://www.medsafe.or.jp/>

一般社団法人 日本医療安全調査機構

ご遺族（ご家族）の皆様へ

病理解剖について

この度のご家族（ご親族）様のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。私たち一般社団法人 日本医療安全調査機構は、医療法に基づいて「予期しなかった死亡」の死因を調査し、同様の死亡事例が起きないよう、医療現場の安全の確保を目指した取り組みを行っています。

当機構のこれまでの取り組みの中で、ご遺族様より

- 何故亡くなったのか、何が起きていたのか知りたいと思うようになったが、病理解剖をしていないので原因は分からないと病院から言われてしまった…
- あの時に、このような説明を聞いていれば、病理解剖をすることの決断ができたのに…など

病理解剖を実施しなかったことを悔やむ声が寄せられることが、少なからずあります。深い悲しみの中にいらっしゃるご遺族の皆様に、限られた時間の中で、病理解剖を実施するかどうかのご決断いただくことは、大変苦渋を伴うことと心からお察しいたします。

病理解剖は、ご家族様の「予期しなかった死亡」の死因を究明する上で、非常に重要な情報を得ることができる調査でございます。

是非ご一読いただき、皆様のご決断の一助になりましたら幸いです。

病理解剖とは

病理解剖とは、病理を専門とする医師が直接お体の中を確認し、亡くなった原因やその原因と診療行為との関連性などを検討するものです。解剖は、「死因、生前に下された診断との関連」、「病気がどの程度進行していたのか」、「治療の効果はどうだったのか」、「原病とは別の病気が存在していたのか」など、どうして亡くなられたのかを知るための手がかりを得るために重要な調査です。

解剖を行っても亡くなった原因や病態が明らかにならない場合もあります。しかし、「解剖が行われなかったために原因が分からないことと、「解剖の結果を含めた医学的検証を行っても原因不明」なのでは、ご家族の亡くなられたことに対する納得の思いも異なってくるのではないかでしょうか。

①ご遺族の同意について

病理解剖にはご遺族の同意が必要です。病気の状態や死因を明らかにするため、医療機関より病理解剖についての実施をおすすめすることがあります。ご遺族の同意が得られない場合には、病理解剖は実施されません。

ご遺体は畏敬の念をもって取り扱われ、病理医によって慎重に検索が行われます。なお、解剖を望まない部位（頭部など）があれば、担当者にご相談ください。病態にもよりますが、ご遺族の同意が得られる範囲での解剖を実施することも可能です。

②解剖が実施できる時期について

ご遺体の組織は時間とともに変化しますので、迅速な対応が必要になります。ご遺族に解剖を実施するかどうか、早急にご決断いただく必要があるのもこのためです。

病理解剖の実施まで時間を要する場合には、組織の変化を抑えるため、十分に保冷状態を維持できる環境でご遺体を保管させていただく必要があります。また、亡くなられた際に留置されていたチューブ類を留置した状態のまま解剖を実施することもあります。

③所要時間と待機方法について

病理解剖は通常、解剖を開始してから2～3時間ほどで終了しますが、病理解剖医の業務状況によっては、解剖を開始するまで時間を要する場合もあります。解剖後はお体を清拭し、ご遺族のもとに戻されます。

解剖の開始時刻やご遺族の方の待機方法等については、当該医療機関にご確認ください。

④結果説明について

病理解剖の場合は、司法解剖[※]とは異なり、ご遺族に詳細な解剖結果の説明があります。解剖終了後、担当した医師より肉眼的所見の説明を受けることができます。最終的な結果（病理解剖報告書）が出るまでには、体の組織の顕微鏡観察を詳細に行うため、1か月から数か月かかります。

*司法解剖：刑事訴訟法に基づいて行われる解剖。
捜査情報のため、解剖結果は開示されません。

▶ 病理解剖を実施しない場合の死因の究明について

病理解剖を実施しないとご決断された場合、どうして亡くなられたのかを知る別な方法としては、「死後画像診断（オートブーイミングの略語のAiと呼ばれます）」があります。

Aiとは、CTやMRI等を用いてご遺体を検査し画像を撮影して、死因の究明に役立てる検査手法です。解剖は行わずAiのみを行うこともできますが、Aiは画像だけで判断する方法のため、死因を明確にすることが困難な場合があります。

関連リンク

日本病理学会ホームページ
<http://pathology.or.jp/ippan/pathdiag.html>

日本医療安全調査機構ホームページ
<https://www.medsafe.or.jp/>

一般社団法人 日本医療安全調査機構

簡易版

ご遺族（ご家族）の皆様へ

病理解剖について

ご家族（ご親族）様のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。

病理解剖は、どうして亡くなられたのかを知るための手がかりを得ることを目的に行います。病理解剖をご実施する場合は、以下の流れで行います。

ご遺族の同意

- ・解剖の実施にはご遺族の同意が必要です。
- ご遺体の組織は時間とともに変化しますので、ご同意については早めのご決断が必要になります。
- ・解剖の範囲は全身ではなく部分的に行うこともできます。

解剖の実施

所要時間は2~3時間ですが、状況により異なるため、当該医療機関にお尋ねください。

肉眼的な結果の説明

解剖終了後、肉眼的結果を医師から説明いたします。

詳細な結果の報告

最終的な詳細な結果報告（病理解剖報告書）には数か月かかります。

ご家族（ご親族）様におかれましては、病理解剖のご実施について迷われるかとお察しいたします。

本書は、病理解剖を実施されなかつたご遺族から、「あのとき、病理解剖についてきちんととした説明を聞いていれば、決断ができたのに」「なぜ死くなったのか、何が起きていたのか知りたいと思うようになったが、病理解剖をしてないので原因はわからないと病院から言われた」というご意見をうかがい作成しました。なお司法解剖の結果の詳細は、開示されません。

本書が皆様のご決断の一助となりますことを願っております。

病理解剖を実施しないとご決断された場合、どうして亡くなられたのかを知る別の方法として、「死後画像診断（Ai）」があります。Aiとは、CTやMRI等を用いてご遺体を検査し画像を撮影して、死因の究明に役立てる検査手法です（画像だけで判断する方法のため、死因を明確にすることが困難な場合があります）。撮影や読影については状況により異なりますので、詳細は当該医療機関にご相談ください。

私ども 一般社団法人 日本医療安全調査機構は、医療法に基づいて「予期しなかった死亡」の死因を調査し、医療現場の安全の確保を目指した取り組みを行っています。

日本医療安全調査機構 ホームページ <https://www.medsafe.or.jp/>

病理解剖に関する遺族の承諾書（モデル）

1. 亡くなられた方のお名前 : _____ 様
 　　ご住所 : _____
 2. 死亡年月日 年 月 日
 3. 死亡の場所

○○ 病院長殿

上記の遺体が死体解剖保存法(昭和 24 年法律 204 号)の規定に基づいて病理解剖されることを承諾いたします。

病理解剖は亡くなられた方の死因を確認し、病気の成り立ちを解明するために行います。このため、病理解剖では主要臓器から上記の目的に必要な肉眼標本と顕微鏡検査標本を作製して診断します。

説明を受けられた項目にレ点をつけてください。

- 肉眼標本は一定期間保存され、礼意を失することなく、蒸毬に付されます。
顕微鏡標本やパラフィン・ブロック(ロウにつめられた標本)は半永久的に保存されます。
- 病理解剖診断の結果は匿名化に留意して、日本病理剖検報および National Clinical Database に登録されます。
- 保存された標本の一部を死因ならびに病因の解明につながる遺伝子検査・遺伝子解析等に使用させていただくことがあります。
- 保存された標本を医学教育や医学研究に使用させていただくことがあります。
学会や紙上発表の際には匿名化して、個人情報は公開されません。
また、医学研究に用いる際には、別途倫理委員会の審査を受けます。

特記事項：(脳解剖の是非、ご遺族の希望等を記載)

病理解剖に関して上記の説明を受け、承諾しました。

令和 年 月 日

氏名 : _____ 印 (※注)

死亡者との続柄 : _____

住 所 : _____

説明者

所属 : _____ 担当医名 : _____ 印

※注　自筆署名の場合は捺印不要です。

出典: 一般社団法人 日本病理学会ホームページ

<http://pathology.or.jp/news/whats/sample-201124.html> (閲覧日: 2020/12/28)
病理解剖承諾書のモデル「病理解剖に関する遺族の承諾書(モデル)」

Ai(死亡時画像診断)検査に関する承諾書

1. 亡くなられた方の お名前: _____様
ご住所: _____
2. 死亡年月日 平成 ____年 ____月 ____日
3. 死亡の場所 _____

○○病院 病院長殿

上記の遺体に対して Ai(死亡時画像診断)検査を実施することに承諾いたします。

Ai(死亡時画像診断)は、CT や MRI などの画像診断技術を活用して、亡くなられた方の死因等を確認するものです。

説明を受けられた項目にレ点をつけてください。

- 検査はご遺体を傷つけることなく、また礼を失すことなく実施します。
得られた画像データは、当院の管理規程に基づき、半永久的に保存されます。
- 画像診断の結果は匿名化に留意して、Ai 情報センター データベースに登録されます。
- 保存された情報を医学教育や研究に使用させていただくことがあります。
学会や紙上発表の際には匿名化して、個人情報は公開されません。
また、医学研究に用いる際には、別途倫理委員会の審査を受けています。

Ai(死亡時画像診断)検査に関して上記の説明を受け、了承しました。

平成 ____年 ____月 ____日

氏 名: _____

死亡者との関係: _____

住 所: _____

説明者:

(所属) _____ (医師名) _____

～「病理解剖に関する遺族の承諾書」(日本病理学会)、「死亡時に実施する画像検査に関する遺族の承諾書」(Ai 情報センター)を参考に作成～

出典: 公益社団法人 日本診療放射線技師会ホームページ

http://www.jart.jp/news/tclj8k000000we0-att/Aiguideline_170310.pdf (閲覧日: 2020/12/28)

「Ai(Autopsy imaging: 死亡時画像診断)における診療放射線技師の役割- Ai 検査ガイドライン -」
P31 [2] Ai検査に関する遺族の承諾書(例)を引用